

社会福祉法人 完愛会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人完愛会（以下「当法人」という。）定款第8条の規定に基づき、評議員及び役員（理事及び監事）（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第1条の1 この規程において「役員」とは理事及び監事をいい、「評議員」とは定款に基づき選任された者をいう。

2 「報酬等」とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。実費精算としての旅費はこれに含まれない。

(評議員の報酬)

第2条 評議員には、評議員会に出席したときは、報酬を支給する。

2 前項の報酬額は、1回につき10,000円とする。

(役員等の報酬)

第2条の2 役員には、理事会、評議員会その他の会議等（以下「理事会等」という。）に出席したときは報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、1回につき10,000円とする。

3 監事が法人の会計及び業務の状況を監査（内部監査等）するために職務に従事したときは、前項に準じ、1日につき10,000円を報酬として支給する。

(支給の制限)

第3条 同一日に複数の会議が開催される場合、または会議と監査が同日に行われる場合であっても、支給は1日につき1回分とする。

(役員等の勤務報酬等)

第4条 評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、又は、理事が理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、報酬を支払うことができる。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(公表)

第6条 当法人は、この規程を、インターネット等を利用して公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

規程の一部改正 令和8年3月24日（令和8年4月1日適用）